奈良県奈良構想区域 地域医療構想調整会議規則をここに公布する。

平成二十八年十月十七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第二十一号

奈良県奈良構想区域地域医療構想調整会議規則

(趣旨)

第一条 調整会議」 規定する協議の場として設置する奈良県奈良構想区域地域医療構想調整会議 この という。 規則は、 医療法 の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (昭和二十三年法律第二百五号) 第三十条の十四第一項に 以下

(組織)

第二条 調整会議は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、 次に掲げる者のうちから知事が委嘱 又は任命する。
- 一 診療に関し学識経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第三条 任期は、 委員の任期は、 前任者の 残任期間とする。 二年とする。 ただ 委員が欠けた場合における補欠の委員の

委員は、再任されることができる。

(議長)

第四条 調整会議に議長を置き、 委員のうちから知事 が指名する。

- 2 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 3 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、 議長が あ 5 かじめ指名する委員が、

その職務を代理する。

(会議)

第五条 調整会議の会議は、議長が招集する。

2 調整会議は、 委員の過半数が出席しなければ、 会議を開き、 議決をすることができ

ない。

3 \mathcal{O} 決するところによる。 調整会議 \mathcal{O} 議事は、 出 席 した委員の 過半数をもつ て決 可否同 数 $\widehat{\mathcal{O}}$ ときは、 議長

4 前 項の場合においては、 議長は、 委員として議決に 加 わる権 刑を有 な

(剖会)

- 第六条 調整会議は、 その定めるところにより、 部会を置くことができる。
- 部会に属すべき委員は、 委員のうち から議長が指名する。
- 3 議長は、 前項の委員のほか、 必要に応じて学識経験を有する者を部会の委員に加え

ることができる。

- 4 部会に部会長を置き、 議長が指名する委員をもって充てる。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、 当該部会に属する委員のうちか
- ら部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 調整会議は、 その定めるところにより、 部会の議決をもって調整会議の議決とする

ことができる。

8 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第七条 議長又は部会長は、 必要が あると認めるときは、 会議に関係者の出席を求め、

その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 調整会議の庶務は、 医療政策部地域医療連携課におい て処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるも \mathcal{O} のほ か、 調整会議の運営に関し必要な事項は、 知事が定

める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。